

**病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
(地域医療介護総合確保基金事業)の変更概要**

1 変更内容

(1) 過剰機能病床から不足機能病床への機能転換に要する施設整備費用支援

※岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱 別記1 3事業内容 (1) 事業

	現 行	変 更 後
対象病床	一般病床のみ	一般病床、 療養病床
機能転換を 行う1病床 あたり補助 基準額	病床削減 無 5,022 千円/床	9,000 千円/床 ※病床削減による 加算無
	病床削減 有 (5%未満) 5,775 千円/床	
	〃 (～10%未満) 6,529 千円/床	
	〃 (～15%未満) 7,282 千円/床	
	〃 (～20%未満) 8,036 千円/床	
〃 (20%以上) 10,045 千円/床		

(2) 病床削減に伴い不要となる病棟・病室棟を他の用途へ変更（機能転換以外；ダウンサイジング）するために必要な費用支援

※岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱 別記1 3事業内容 (2) 事業

	現 行	変 更 後
対象病床	一般病床のみ	一般病床、 療養病床
1 病床あたり 補助基準 額	病床削減 5%未満 5,775 千円/床	鉄筋コンクリート 5,022 千円/床 ブロック 4,377 千円/床
	〃 ～10%未満 6,529 千円/床	
	〃 ～15%未満 7,282 千円/床	
	〃 ～20%未満 8,036 千円/床	
	〃 20%以上 10,045 千円/床	

(3) (1) 又は (2) の建物の改修整備の一環として行う設備整備や備品の購入に要する費用支援 **新設**

- ・ 1施設あたり基準額 10,800 千円（補助率 1 / 2）

2 変更適用開始時期 令和5年度新規採択事業から適用

3 留意事項

- (1) 本事業の利用に当たっては、変更後の病床機能や当該地域で担っていく役割等について、管轄の地域医療構想調整会議で同意を得る必要があります。
- (2) 事業開始（工事着手）時期は、国の内示後（例年秋頃）となります。
- (3) 本事業は、岡山県病床機能再編支援事業との併用が可能です。